

○京都市上下水道局公有財産及び物品規程

昭和39年4月1日

水道局管理規程第6号

改正 昭和40年4月1日水道局管理規程第5号

昭和41年12月26日水道局管理規程第17号

昭和42年11月10日水道局管理規程第4号

昭和47年4月3日上下水道事業管理規程第5号

昭和51年9月28日上下水道事業管理規程第13号

平成11年11月30日上下水道事業管理規程第11号

平成13年3月30日上下水道事業管理規程第22号

平成16年4月1日上下水道企業管理規程第16号

平成17年3月1日上下水道企業管理規程第34号

平成18年3月31日上下水道企業管理規程第29号

平成22年4月7日上下水道局管理規程第1号

平成23年3月31日上下水道局管理規程第17号

平成24年3月30日上下水道局管理規程第7号

平成25年12月27日上下水道局管理規程第12号

令和2年3月31日上下水道局管理規程第14号

令和3年3月31日上下水道局管理規程第17号

令和4年3月31日上下水道局管理規程第25号

京都市上下水道局公有財産及び物品規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 京都市上下水道局の公有財産及び物品の取得、管理及び処分等に関しては、地方自治法、地方自治法施行令、京都市公有財産及び物品条例その他別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

第2章 公有財産

第1節 行政財産の使用許可及び貸付け

(使用許可の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共の用に供するとき。
- (2) 災害その他緊急の必要により、応急施設の用に供するため、一時的に使用されるとき。
- (3) 電気、ガス、交通、通信その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる

とき。

- (4) 本市の指導監督を受け、本市の事務・事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務・事業の用に供するため使用されるとき。
- (5) 隣接する土地の所有者又は利用者がその土地を利用するため、使用されることがやむを得ないと認められるとき。
- (6) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に供するため、一時的に使用されるとき。
- (7) 前各号のほか、管理者が特に必要と認めるとき。

(使用期間)

第3条 行政財産の使用を許可する期間（以下「使用期間」という。）は、1年以内とする。ただし、電柱又はガス管その他の埋設物を設置するため使用されるとき、その他管理者が特に必要と認めるときは、5年以内とすることができる。

- 2 行政財産の使用期間は、更新することができる。この場合において、使用期間は更新の時から起算する。

(使用許可の申請)

第4条 行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、市有財産使用許可申請書（第1号様式）により管理者に申請しなければならない。

- 2 前条第2項の規定により、更新使用の許可を受けようとする者は、使用期間満了前30日までに、市有財産更新使用許可申請書（第2号様式）により管理者に申請しなければならない。

(使用料)

第4条の2 行政財産の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、管理者の指定する期日までに、使用料を納入しなければならない。

- 2 使用料は、年額、月額、日額又は1時間を単位とした額とし、その額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額を基準として管理者が定める。ただし、その総額が100円未満のときは、100円に切り上げるものとする。

- (1) 土地 時価、近傍類似地の固定資産評価額、使用の様態、立地条件その他の事情を勘案して評定する額
- (2) その他の物件 時価、取得価額、減価償却額、修繕費、保険料、使用の様態その他の事情を勘案して評定する額

- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供する必要が生じたため、行政財産の使用の許可を取り消したとき。
- (2) 管理上の都合により行政財産の使用の許可を取り消したとき。

(3) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなったとき。

第5条から第5条の2まで 削除

(管理人)

第6条 使用者は、本市（行政財産が本市以外の地域にあるときは当該行政財産の所在する市町村とする。以下本条において同じ。）内に住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地。以下本条、第18条の5及び第18条の10において同じ。）を有しないときは、管理人を定め、管理者の承認を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるとき又は確実な担保を徴したときは、この限りでない。

2 前項に規定する管理人は、本市内に住所を有する者でなければならない。

3 使用者は、管理人が欠けたとき、又は前項の資格を欠いたときは、速やかに新たな管理人を定め、管理者の承認を受けなければならない。管理人を変更しようとするときにおいても同様とする。

第7条から第12条まで 削除

(使用許可の取消し)

第13条 管理者は、次の各号に掲げる場合においては、使用許可を取り消すことがある。

(1) 本市、国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共の用に供するため必要を生じた場合

(2) 使用者が市有財産使用許可申請書に記載した目的と異なる用途に行政財産を使用した場合

(3) 使用者が、3箇月以上使用料の納入を怠った場合

(4) その他法、令、条例、使用許可の条件又はこの規程の規定に違反した場合

2 使用者の責めに帰すべき事由により使用許可を取り消したときは、既納の使用料は、還付しないものとする。

3 使用者の責めに帰すべき事由により使用許可を取り消したことにより本市に損害が生じたときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。

(準用)

第13条の2 第18条の5から第18条の14まで（第18条の6、第18条の9第5号及び第18条の13を除く。）の規定は、使用許可の場合に準用する。この場合において、第18条の7第1項第1号及び第2号中「貸付契約の締結日」とあるのは「使用許可に係る通知を発した日」と、第18条の10各号列記以外の部分中「借受人等に係る変更届出書（第11号様式）」とあるのは「使用許可を受けた者等に係る変更届出書（第4号様式）」と、同条第1項第1号中「借受人」とあるのは「使用者、管理人」と、第18条の12第1項中「借受物件滅失損傷届出書（第12号様式）」とあるのは「使用物件滅失損傷届出書（第5号様式）」と読み替えるものとする。

(貸付期間等)

第13条の3 行政財産の貸付期間は、次のとおりとする。ただし、管理者が公益上必要があると認めるときは、これらの期間を超えることができる。

(1) 土地

ア 建物の所有を目的とするとき。

(7) 借地借家法第22条の規定の適用を受けるとき。 50年以上60年以内

(4) 借地借家法第23条の規定の適用を受けるとき。 10年以上50年未満

(9) (ア) 及び (イ) 以外のとき。 30年以内

イ ア以外のとき。

(7) その敷地面積が5,000平方メートル以上である工作物の所有を目的とするとき。 30年以内

(4) (ア) 以外のとき。 5年以内

(2) 建物及び工作物 10年以内

2 前項(同項第1号ア(ア)及び(イ)を除く。)の期間の更新については、第3条第2項の規定を準用する。

(準用)

第13条の4 第18条の3から第18条の14までの規定は、行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。この場合において、第9号様式中「種別」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

第2節 普通財産の貸付け

(売払い等の申込み)

第14条 普通財産の売払い(競争入札による場合を除く。)、交換又は譲与を受けようとする者は、それぞれ市有財産交換申込書(第6号様式)、市有財産買受申込書(第7号様式)又は市有財産譲受申込書(第8号様式)により管理者に申し込まなければならない。ただし、国又は地方公共団体への売払い、交換その他管理者が特別の理由があると認める場合については、この限りでない。

(売払代金等の納入)

第15条 普通財産の売払代金又は交換差金は、当該財産の引渡前において、管理者の指定する期限までに、これを納入しなければならない。ただし、国、地方公共団体その他公共団体に売払い、又は交換する場合はこの限りでない。

(延納利息)

第15条の2 地方自治法施行令第169条の7第2項の規定により売払代金又は交換差金の延納の特約をする場合における利息の率は、年7.3パーセントとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とす

る。

3 第1項の利息の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる売払代金又は交換差金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその売払代金又は交換差金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した利息の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(所有権移転に要する費用)

第16条 普通財産の売払い、交換又は譲与に伴う所有権移転に要する費用は、買受人、交換の相手方又は譲受人の負担とする。

(売払契約等の解除)

第17条 管理者は、普通財産の売払い、交換又は譲与をした場合において次の各号の一に該当するときは、その契約を解除することができる。

- (1) 買受人、交換の相手方又は譲受人が、売払代金又は交換差金の納入を怠ったとき。
- (2) 用途指定をして売り払い、又は譲与した場合において、買受人又は譲受人が次条において定める指定期日を経過しても、なおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定期間内にその用途を廃止したとき。
- (3) その他法、令、条例、契約条件又はこの規程の規定に違反したとき。

(用途指定の売払等)

第18条 一定の用途に供させる目的をもって普通財産を売り払い、又は譲与する場合においては、管理者は、その買受人又は譲受人に対し、用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定するものとする。

(貸付期間等)

第18条の2 普通財産を貸し付ける期間（以下この章において「貸付期間」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に規定する期間を超えて貸し付けることができる。

(1) 土地

ア 建物の所有を目的とするとき。

- (ア) 借地借家法第22条の規定の適用を受けるとき。 50年以上60年以内
- (イ) 借地借家法第23条の規定の適用を受けるとき。 10年以上50年未満
- (ウ) (ア)及び(イ)以外のとき。 30年以内

イ ア以外のとき。

- (ア) その敷地面積が5,000平方メートル以上である工作物の所有を目的とするとき。 30年以内

(イ) (ア) 以外のとき。 5年以内

(2) 建物及び工作物 10年以内

(3) その他の財産 5年以内

2 前項（同項第1号ア（ア）及び（イ）を除く。）の貸付期間の更新については、第3条第2項の規定を準用する。

（貸付けの申込み）

第18条の3 普通財産の貸付けを受けようとする者は、競争入札、プロポーザル方式又はコンペ方式による場合を除き、市有財産借受申込書（第9号様式）により管理者に申し込まなければならない。

2 貸付期間の満了後引き続き当該普通財産の貸付けを受けようとする者は、貸付期間の満了前30日までに、市有財産更新借受申込書（第10号様式）により管理者に申し込まなければならない。

3 特別の事由により管理者が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請期限と異なる申請期限を指定することができる。

（用途指定の貸付け）

第18条の4 管理者は、一定の用途に供させるために普通財産の貸付けをするときは、借り受ける者に対し、当該用途並びに当該用途に供しなければならない期日及び期間を指定する。

（保証人）

第18条の5 普通財産を貸し付けるときは、保証人を立てさせるものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるとき又は確実な担保を徴したときは、この限りでない。

2 前項の規定に基づく保証人は、次に掲げる資格を有する者で、かつ、管理者が適当と認めた者でなければならない。

(1) 日本国内に住所を有すること。

(2) 貸付料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

3 普通財産の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、保証人が欠けたとき、又は前項の資格を欠いたときは、速やかに新たな保証人を定め、管理者の承認を受けなければならない。保証人を変更しようとするときにおいても同様とする。

（貸付料）

第18条の6 借受人は、管理者の指定する期日までに、貸付料を納入しなければならない。

2 貸付料の額は、年額、月額又は日額とし、その額は次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額を基準として、管理者が定める。ただし、その総額が100円未満のときは、100円に切り上げるものとする。

(1) 土地 時価、近傍類似地の固定資産評価額、使用の態様、立地条件その他の事情を勘案して評定する額

(2) その他の財産 時価、取得価額、減価償却費、修繕費、保険料、使用の態様その他の事情を勘案して評定する額

(貸付料の納入)

第18条の7 貸付料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に、当該年度に係る額の全額を納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

(1) 当該年度に係る貸付期間が1年である場合 貸付契約の締結日の翌日又は年度の初日から起算して30日以内

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 貸付契約の締結日の翌日又は年度の初日から起算して10日以内

2 特別の事由により管理者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する納期限と異なる納期限を指定することができる。

(督促)

第18条の8 管理者は、借受人が貸付料を納期限までに納入しないときは、納期限後20日以内に督促状（第3号様式）により督促する。

2 前項の規定により督促をしたときは、貸付料の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 第2項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる貸付料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその貸付料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(転貸等の禁止)

第18条の9 借受人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 貸付けを受けた物件（以下「借受物件」という。）の転貸

(2) 借受人の地位の譲渡

(3) 借受物件の形質の変更

(4) 借受物件の使用目的の変更

(5) 第18条の4（第13条の4において準用する場合を含む。）の規定により指定を受けた用途の変更

（届出事項）

第18条の10 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに借受人等に係る変更届出書（第11号様式）により管理者に届け出なければならない。

(1) 借受人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき。

(2) 借受人の地位について、相続による包括承継その他の変動が生じたとき。

(3) 借受人である法人について、合併又は分割（借受人の地位を承継するものに限る。）その他の変動が生じたとき。

(4) 前各号のほか、届出を要する必要があるとき。

2 次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第1号の規定による場合 個人にあつては住民票の写し、法人にあつては登記事項証明書

(2) 前項第2号の規定による場合 戸籍謄本等の前使用者との相続関係が確認できる書類

(3) 前項第3号の規定による場合 登記事項証明書又は法人の解散を証する書類

(4) 前項第4号の規定による場合 管理者がその都度定める書類

（必要費等の補償）

第18条の11 借受人は、借受物件に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ管理者が承認をした場合を除いては、その補償を請求することができない。

（滅失又は損傷の届出等）

第18条の12 借受人は、借受物件が滅失し、又は損傷したときは、直ちに借受物件滅失損傷届出書（第12号様式）により管理者に届け出なければならない。

2 借受人は、その責めに帰すべき事由により借受物件が滅失し、又は損傷したときは、管理者の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（貸付契約の解除）

第18条の13 管理者は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、貸付契約を解除することがある。

(1) 本市、国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共の用に供するため必要を生じた場合

(2) 借受人が市有財産借受申込書に記載した目的と異なる用途に普通財産を使用した場合

(3) 借受人が、3箇月以上貸付料の納入を怠った場合

(4) その他法、令、条例、貸付契約の条件又はこの規程の規定に違反した場合

2 借受人の責めに帰すべき事由により貸付契約が解除されたときは、既納の貸付料は、還付しないものとする。

3 借受人は、その責めに帰すべき事由により貸付契約が解除されたときは、これにより本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(借受人の原状回復義務)

第18条の14 貸付契約が解除されたとき、又は貸付期間が満了したときは、借受人は、管理者が指定する期限までに借受人の負担において借受物件を原状に復さなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 物品の貸付け

(貸付期間)

第19条 物品を貸し付ける期間（以下この章において「貸付期間」という。）は、1年以内とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 物品の貸付期間は、更新することができる。この場合において、貸付期間は更新の時から起算する。

(貸付料)

第20条 物品の貸付料は、年額、月額又は日額とし、その額は、物品の時価、取得価額、減価償却費、修繕費、保険料、使用の態様その他の事情を勘案して評定した額を基準として管理者が定める。ただし、その総額が100円未満のときは、100円に切り上げるものとする。

(貸付けの申込み)

第21条 物品の貸付けを受けようとする者は、物品借受申込書（第13号様式）により管理者に申し込まなければならない。

2 貸付期間満了後引き続き物品の貸付けを受けようとする者は、貸付期間の満了前30日までに、物品更新借受申込書（第14号様式）により管理者に申し込まなければならない。

3 特別の事由により管理者が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する申請期限と異なる申請期限を指定することができる。

(準用規定)

第22条 第13条、第18条の5、第18条の7から第18条の12まで及び第18条の14の規定は、物品を貸し付ける場合に、第14条から第18条までの規定は、物品の売払い、交換又は譲与をする場合に準用する。

第4章 雑則

(損害賠償)

第23条 この規程による使用許可の取消し又は貸付け、売払い、交換若しくは譲与の契約の解除

により、使用者又は借受人、買受人、交換を受けた者若しくは譲受人が損害を受け、又は第三者に損害を及ぼすことがあっても、本市は賠償の責めを負わない。

(契約の方法)

第24条 普通財産及び物品の売払い、交換、譲与及び貸付けの契約に関しては、この規程に定めるもののほか、京都市上下水道局契約規程の定めるところによる。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

改正 平成25年12月27日上下水道局管理規程第12号

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第5条の2第2項及び第18条の8第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(延納利息の割合の特例)

3 当分の間、第15条の2第1項に規定する利息の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当該特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附 則（昭和40年4月1日水道局管理規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年12月26日水道局管理規程第17号）

この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年11月10日水道局管理規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月3日上下水道事業管理規程第5号） 抄

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年9月28日上下水道事業管理規程第13号）
（施行期日）

1 この規程は、昭和51年10月1日から施行する。

（延滞金の適用区分）

2 この規程による改正後の京都市水道局及び下水道局公有財産及び物品規程第5条の2の規定は、この規程の施行の日以後にする督促に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前にした督促に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成11年11月30日上下水道事業管理規程第11号）
（施行期日）

1 この規程は、平成11年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成13年3月30日上下水道事業管理規程第22号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日上下水道企業管理規程第16号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月1日上下水道企業管理規程第34号）

この規程は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成18年3月31日上下水道企業管理規程第29号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月7日上下水道局管理規程第1号）

この規程は、平成22年4月8日から施行する。

附 則（平成23年3月31日上下水道局管理規程第17号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日上下水道局管理規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月27日上下水道局管理規程第12号）

（施行期日）

1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規程による改正後の京都市上下水道局公有財産及び物品規程第5条の2及び第18条の8の規定は、この規程の施行の日以後にする督促に係る延滞金額の計算について適用し、同日前

にした督促に係る延滞金額の計算については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日上下水道局管理規程第14号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和3年3月31日上下水道局管理規程第17号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和4年3月31日上下水道局管理規程第25号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。